

人権擁護委員制度をご存知ですか？

住民環境課 人権推進室 ☎ 64 - 1126

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心としてみなさんとともにいっそうの人権尊重思想の啓発に努めています。

湯浅町には、湯浅町長から推薦されて、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員の方々がおられます。

●増元 貞夫 ●金野 従子
●星山 俊二 ●中尾 和代
●藤本 嗣子 (敬称略)

湯浅町特設人権相談所

「人権擁護委員の日」にちなんで、次のとおり特設人権相談所を開設します。

■日時 6月1日(水) 10時～16時まで

■場所 湯浅町役場2階 人権相談特設会場

■当日は、電話での相談も受付けています。

☎ 63-2525 (内線272)

※相談は無料で秘密は守られます。人権擁護委員が相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち

未来へつなげよう 違いを認め合う心～

平成28年度県民相談・交通事故相談

相談員による相談

■日 程：月曜から金曜(祝日、年末年始を除く)

面接相談：9時～17時

電話相談：9時～17時30分

無料弁護士相談

■日 程：下記表参照

■相談時間：13時から

■電話予約制：定員10名

■会場(相談員・弁護士とも)：県庁本館2階県民相談室

■連絡先(電話相談・電話予約とも)

☎ 073-441-2356 (直通)

移動県民相談(無料弁護士相談)

■相談時間：13時から

■電話予約制：定員10名 ※予約が必要です。

開設月日			会場・申込先	予約開始日		
月	日	曜		月	日	曜
7	8	金	有田振興局 総務県民課	6	24	金
11	11	金		10	28	金
3	10	金		2	24	金

予約電話番号 有田振興局総務県民課

☎ 0737-64-1257

無料弁護士相談 日程

実施月日			予約 開始日
月	日	曜	
5	13	金	5月 2日
	24	火	5月10日
6	3	金	5月20日
	24	金	6月10日
7	5	火	6月21日
	15	金	7月 1日
	29	金	7月15日
8	9	火	7月26日
	30	火	8月16日
9	9	金	8月26日
	23	金	9月 9日

実施月日			予約 開始日
月	日	曜	
10	4	火	9月20日
	28	金	10月14日
11	8	火	10月25日
	18	金	11月 4日
12	2	金	11月18日
	27	火	12月13日
1	13	金	1月 4日
	24	火	1月10日
2	3	金	2月20日
	24	金	2月10日
3	7	火	2月21日
	28	火	3月14日